

松寿会指定訪問介護事業所  
訪問介護サービス利用重要事項説明書

1. 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 松寿会
法人所在地	秋田市浜田字陳ヶ原15番地5
電話番号	018-828-7856
代表者氏名	理事長 佐々木 勘右工門
設立年月日	昭和42年2月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問介護		
事業所名	松寿会指定訪問介護事業所		
所在地	秋田市浜田字陳ヶ原35番地31（松涛園）		
指定を受けている事業	事業の種類	指定(更新)年月日	事業所番号
	訪問介護	令和2年4月1日	第0570102921号
	第一号訪問事業	令和2年4月1日	
	居宅介護	平成30年10月1日	第0510100043号
管理者及び連絡先	所長 佐々木 勘右工門 018-828-7856		
サービス提供地域	秋田市全域		
事業の目的	指定訪問介護は、介護保険法令に従い、ご利用者が居宅において、その有する身体等の機能に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。		
当事業所の運営方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。</li> <li>・サービスの提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいようにご説明します。</li> <li>・サービスの提供に使用する用具等は、常に消毒及び洗濯等を行い、清潔の保持に努めます。</li> <li>・事業の実施にあたっては、秋田市及び保健・医療・福祉の関係機関との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。</li> </ul>		

3. 事業所の職員体制等

\* 資格取得状況は一部重複します

職種	勤務の形態・人数
管理者	常勤1名（所長）
サービス提供責任者	常勤1名（介護福祉士、訪問介護員と兼務）
訪問介護員	常勤3名（介護福祉士）、兼務2名（介護福祉士）

#### 4. 営業日・営業時間

営業日	営業時間	休日
月曜日～土曜日	午前8時30分から午後5時15分まで	日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)

\* 居宅サービス計画に基づきサービスの提供を求められたときは、この限りではありません。ただし、サービスを提供する時間は午前8時から午後6時までとします。

#### 5. サービスの内容（契約書第4条参照）

- ・ 当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
- ・ ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。
- ・ 当事業所が提供するサービスについては、次のとおりです。

サービスの種類	サービスの内容等
身体介護に関すること	排泄介助、食事介助、特段の専門的配慮をもって行う調理、清拭、部分浴、全身浴、洗面等、身体整容、更衣介助、体位変換、移乗・移動介助、通院・外出介助、起床・就寝介助、服薬介助、自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助 その他
生活援助に関すること	掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理・配膳、買い物・薬の受け取り その他 * ご利用者以外のための援助や金銭管理は行いません
基本サービス	健康チェック、環境整備、相談・助言、記録

〈参考〉身体介護と生活援助のサービスを組み合わせて利用することも出来ます。

#### 6. サービス利用料金

##### (1) 介護保険の対象となるサービス（契約書第9条参照）

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護費及び加算される料金の1割、一定以上の所得者は2割又は3割の額です。なお、「訪問介護利用者負担減額認定証」をお持ちの方は、介護費の1割又は2割、3割の自己負担額の60%が減額後の自己負担額となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額ご利用者の負担になります。

また、市町村が発行する利用者負担額の軽減に関する「確認証」をお持ちの方はお申し出ください。利用料金の軽減を行います。

- ② サービス利用料金は関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改訂後の金額を適用するものとします。

〔基本部分〕

身体介護が中心である場合（1回の訪問の額）

サービスの内容	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
所要時間 20分未満	1,790円	179円	358円	537円
〃 20分以上 30分未満	2,680円	268円	536円	804円
〃 30分以上 1時間未満	4,260円	426円	852円	1,278円
〃 1時間以上 1時間30分未満	6,240円	624円	1,248円	1,872円

生活援助が中心である場合（1回の訪問の額）

サービスの内容	基本利用料	利用者負担		
		1割	2割	3割
所要時間 20分以上 45分未満	1,970円	197円	394円	591円
〃 45分以上	2,420円	242円	484円	726円

〔加算について（身体介護、生活援助両サービス共通）〕

要件を満たす場合に、上記の基本部分に加算されます。

加算の種類	基本利用料等	利用者負担		
		1割	2割	3割
初回加算（初回のみ）	2,000円	200円	400円	600円
緊急時対応加算 （身体介護のみ/1回）	1,000円	100円	200円	300円
特定事業所加算・Ⅱ	基本報酬の10%/1回	計算額の1割	計算額の2割	計算額の3割
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×24.5%/月	計算額の1割	計算額の2割	計算額の3割

\* 介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算：区分支給限度額の算定対象からは除かれます

\* 所定単位数：基本報酬に各種加算・減算を加えた総単位数

ア. 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

イ. 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画により決定されたサービス内容の「サービスを行うために、標準的に必要となる時間」に基づき計算されます。

ウ. サービス提供にあたり2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意のもとに、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

\* 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合

（例）・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

③ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合（要介護認定申請中の場合も含む）にはサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の対象とならないサービス（契約書第5条・第9条参照）

サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合でも、ご利用者の合意のもと、サービスを提供します。この場合、支給限度額を超える全額がご利用者の負担になります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ利用者の同意を得ることになります。）

(3) その他の経費

- ・ 通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。
- ・ 通院介助等の同行に伴う移動のための交通費など、サービスに係る必要な経費は実費を負担していただきます。なお、これらの経費はその都度いただきます。

7. サービス利用料金のお支払方法

(1) 利用料金は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、サービスを利用した翌月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いください。ただし、その日が休日、日曜日及び土曜日の場合には、その日に最も近い休日、日曜日及び土曜日でない日とします。

なお、振込に要する手数料は、利用者のご負担となります。

□銀行振り込み	銀行振込指定口座 振込先：秋田銀行 新屋支店 店番：117 預金種目：普通預金 口座番号：228168 受取人：松寿会特別養護老人ホーム松涛園
□現金払い	事業所の窓口での現金払い

(2) 介護保険法に基づく保険給付の償還払いをご希望の場合は、ご相談ください。

8. 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○サービスのご利用を中止する場合には、すみやかに下記にご連絡ください。

**松寿会訪問介護事業所      018-828-7856（松涛園）**

なお、中止を希望する場合には、サービスご利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルの場合には、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

○キャンセル料は、次のようにお支払いいただきます。

お 申 し 出 日 等	キャンセル料の負担割合
利用予定の前日までに申し出が有った場合	無 料
利用予定当日の午前8時までに申し出が有った場合	介護費の50%
利用予定当日の午前8時までに申し出が無かった場合	介護費の100%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合には、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

## 9. サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当者を決定します。ただし、複数の訪問介護員が交替してサービスの提供にあたる場合があります。

### (2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

#### ①ご利用者からの交替の申し出

担当となった訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者が特定の訪問介護員を指名することはできません。

#### ②事業者からの訪問介護員の交替

訪問介護員の担当期間は、原則として1年です。

この他にも訪問介護員を交替する場合があります。この場合にはご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮するものとします。

### (3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

#### ①定められた業務以外の禁止

利用者は、「5. サービスの内容」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

#### ③備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気代を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業者に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### (4) サービス内容の変更（契約書第11条参照）

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金をいただきます。

### (5) 事故発生時の対応（契約書第13条参照）

事業者は、訪問介護サービスの提供により事故が発生した場合には、ご利用者のご家族、秋田市、関係する居宅介護支援事業者等に対して連絡をする等の必要な対応をいたします。

### (6) 事業者及びサービス従事者の禁止行為（契約書第15条参照）

事業者及びサービス従事者は、ご利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

ア. 医療行為

イ. ご利用者もしくはそのご家族等からの物品等の授受

ウ. ご利用者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供

エ. ご利用者若しくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

オ. ご利用者若しくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

カ. その他ご利用者若しくはそのご家族等に行う迷惑行為

10. 秘密保持（契約書第14条参照）

- (1) 事業者及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報等については、ご利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者及びサービス従事者は、ご利用者の同意を得たうえで、医療上緊急の必要性がある場合、行政上の調査のために必要がある場合等一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

11. 相談窓口、苦情対応（契約書第24条参照）

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

① 事業者のご相談・苦情受け付け窓口

電 話 番 号	018-828-7856（松涛園）
ファックス番号	018-828-7863
サービス提供責任者	小野 元子
対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分 *緊急時は24時間対応

② 公的機関でも苦情等を受け付けます。

秋田市介護保険課	所在地：秋田市山王一丁目1-1 電話番号：018-888-5672 ファックス：018-888-5673 対応時間：午前8時30分～午後5時15分
秋田県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地：秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館内 電話番号：018-883-1550 ファックス：018-883-1551 対応時間：午前9時～午後5時
秋田県福祉サービス 相談支援センター	所在地：秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内 電話番号：018-864-2726 ファックス：018-864-2742 対応時間：午前9時～午後5時

\*土曜日、日曜日、祝日等を除く